

共済のあゆみ

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

令和5年4月

257



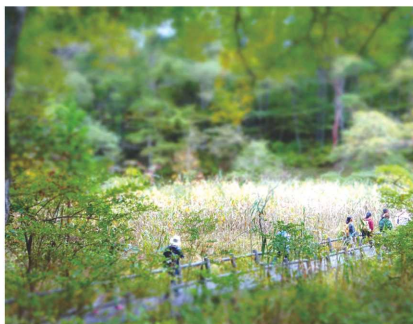
CONTENTS

令和5年度事業の変更等について	P2	令和5年度セミナーのお知らせ	P12
令和5年度事業計画及び予算	P3	貸付事業のご案内	P13
「共済貯金」にぜひご加入ください！	P7	物資事業のご案内	P14
被扶養者証の切替えのお手続きはお済みですか？	P8	わくわくサマープラン	P14
短期給付事業について	P10	人事異動のお知らせ	P15
メンタルヘルス相談・コンサルティング事業	P11		

登米市
森林セラピー体験
「森の町」登米市で“ととのう”

表紙写真ご紹介

宮城県で初めて森林セラピー基地として認定された登米ふれあいの森。森林セラピーとは医学的に裏付けられた森林浴効果のことで、心身の健康維持や病気予防に効果があり、2時間歩けば森の癒やし効果は2週間続くそう。どんな装備を身につけていても、森では心が素っ裸。人間は森の中の一粒。新年度がはじまりお疲れ気味の方、「森の町登米市」で“ととのう”のはいかがでしょうか。



ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

令和5年度 事業の変更等について

介護保険の掛金率を0.48%引き下げ
8.44% (現行8.92%)に！



メンタルヘルス相談・コンサルティング事業の新設



メンタルヘルス不調の職場の仲間を支えたいけどどうすれば？
職場復帰の環境整備はどうすればいいの？
このようなお悩みに臨床心理士等が助言・指導をおこないます



詳細は11ページ

出産費・家族出産費の支給額が引上げ



4月以降の出産から50万円(現行42万円)へ
※産科医療補償制度対象外の場合、12,000円を差引いた金額

子育てに関するより良い考え方は常に変化
第2子以降も最新の子育て図書で情報を得たいという要望にお応えして



育児支援図書の対象を拡大



第2子以降と配偶者が被扶養者でない場合も対象



60歳以上の方の
被扶養者認定基準が
変わります

詳細は9ページ



女性専用の
巡回型特定健診
はじめます



詳細は共済のあゆみ7月号で

定年退職者がいないことから

退職予定者説明会は開催しません

勸奨等の理由で退職される方はライフプランセミナー(退職準備型)にご参加ください



事業計画及び予算

令和5年3月8日開催の第184回組合会において令和5年度事業計画及び予算が議決されましたのでその概要をお知らせします。

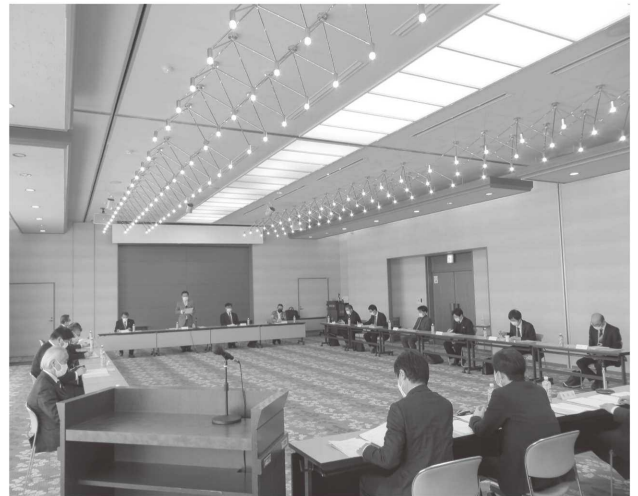
議決事項

- 令和4年度事業計画及び予算の変更について
- 組合定款の一部変更について
 - ◎令和5年3月31日に白石市外二町組合が解散することに伴う変更(市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区)
 - ◎介護保険財源率の変更
 - ◎全国健康保険協会が決定する災害福祉保険料率の変更に伴う船員組合員・船員短期組合員の財源率の変更
 - ◎育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期・市町村長長期・後期高齢者等短期組合員の財源率の変更
 - ◎短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
- 令和5年度事業計画及び予算について

総括事項 (令和5年度末推計)

- 所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51
- 組合員数
 - 組合員数……………25,525人
 - 任意継続組合員数……………275人
 - 被扶養者数……………15,850人
- 1人当たり平均標準報酬月額(一般組合員)
 - 長期……………361,856円
 - 短期……………377,877円



令和5年度掛金(保険料)率

(単位：千分率)

組合員区分	短期給付	介護保険 ※1	厚生年金保険 ※2	退職等年金	福祉(保健)
一般・特定消防組合員 市町村長組合員	46.2	8.44	91.5	7.5	1.6
短期組合員			—	—	
船員組合員	44.26	8.44	91.5	7.5	1.6
船員短期組合員			—	—	
長期・市町村長長期組合員 後期高齢者等短期組合員	2.80	—	—	—	—
任意継続組合員	92.4	16.88	—	—	—

※1 介護保険の掛金(保険料)は40歳以上65歳未満です。

※2 厚生年金保険の掛金(保険料)は70歳までです。

標準報酬月額38万円の場合の掛金

短期給付 17,556円(±0円)	介護保険 3,207円(-182円)	厚生年金保険 34,770円(±0円)	退職等年金 2,850円(±0円)	福祉(保健) 608円(±0円)
合計 58,991円(-182円)				※()は前年比

短期経理

組合員と被扶養者の医療費や出産・死亡等の各種給付金を支払う「短期給付」と「介護保険料の収納」を行う経理です。

令和5年度の掛金(保険料)率を令和4年度と同率の46.2%で運営し、約291,449千円の当期損失金が生じる見込みから、令和5年度末の短期積立金残高は2,292,662千円と推計しています。

なお、短期掛金(保険料)率46.2%のうち、約16.75%は高齢者医療制度への支援金(特定保険料)となっていますが、前年度比で約1.59%減額となります。

介護保険については、令和4年度の8.92%から0.48%引き下げた8.44%で運営し、令和5年度は約21,503千円の当期損失金が生じる見込みから、令和5年度末の介護積立金は40,793千円と推計しています。

◆短期経理の収支見込み

収入 14,445,741 千円



支出 14,758,693 千円



厚生年金保険経理

厚生年金保険給付の組合員保険料と地方公共団体負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	24,444,398千円
----	--------------

支出	24,444,398千円
----	--------------

退職等年金経理

退職等年金給付(新3階部分)の組合員掛金と地方公共団体負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	1,579,809千円
----	-------------

支出	1,579,809千円
----	-------------

経過的長期経理 (組合員掛金なし)

年金一元化前の公務等給付を行うため地方公共団体からのみ負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	102,754千円
----	-----------

支出	102,754千円
----	-----------

退職等年金預託金管理経理

連合会の退職等年金経理の積立金の一部から預託を受け当組合貸付経理へ事業資金の貸付を行っています。

収入	10,855千円	支出	10,855千円
----	----------	----	----------

経過的長期預託金管理経理

連合会の経過的長期経理の積立金の一部から預託を受け、地方公共団体が発行する地方債(縁故債)の引き受けを行っています。

収入	5,311千円	支出	5,311千円
----	---------	----	---------

業務経理

短期給付や長期給付の事業を行うための人件費や事務費をまかなう経理です。

財源は地方公共団体の負担金と、短期経理からの繰入金、長期経理にかかる全国市町村職員共済組合連合会からの交付金等となっています。

令和5年度は約3,301千円の損失金が発生する見込みですが、積立金を取り崩して充当することとしています。

収入	343,751千円	支出	347,052千円
----	-----------	----	-----------

保健経理

組合員とその家族の疾病予防や健康保持増進・医療費適正化のための事業を行う経理です。

財源は、組合員掛金と地方公共団体負担金となっています。令和5年度まで掛金率を1.6%に引き下げ、積立金を活用しながら運営しています。

第2期データヘルス計画に基づき所属所と本組合が協働して保健事業を推進し、組合員及び被扶養者の健康保持増進に向けた事業を実施しています。

収入	414,057千円	支出	495,650千円
----	-----------	----	-----------

◆保健事業の種類と事業計画額

保健	人間ドック・脳検診等助成	252,924千円	生活支援	新生活支援図書等	12,722千円
保養	宿泊施設利用助成	34,535千円	セミナー等	ライフプランやメンタルヘルス等	4,265千円
保険者インセンティブ	健康優良組合員表彰(意識啓発)	5,000千円	特定健診・保健指導	40~74歳の組合員・被扶養者対象	30,590千円
体育	球技大会助成等	4,320千円	普及・広報・レセプト審査等	医療費通知・広報誌作成・レセプト審査等	3,829千円

宿泊経理

組合員とその家族のリフレッシュ・健康増進を目的に保養所「パレス松洲」の経営を行う経理です。

燃料・物価高騰の影響はありますが、84千円の利益を推計しています。

収入	387,772千円	支出	387,688千円
----	-----------	----	-----------



貯金経理

皆様からお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的とした経理です。

金融情勢等に細心の注意を払いながら、本年度も利率1.0%を維持します。年度末の利用者数を9,771人、貯金総額を約526億円と見込んでいます。

収入	838,621千円	支出	543,460千円
----	-----------	----	-----------

貸付経理

住宅建築やご家族等の入学、結婚などで必要となる資金の貸付けを行っている経理です。

令和5年度末における貸付残高の見込みは、前年比で122,000千円減の1,715,057千円と推計しています。

収入	20,891千円	支出	20,445千円
----	----------	----	----------

物資経理

自動車などの生活必需品を指定店から購入する際、共済組合が一時立替払いする経理です。

令和5年度末における立替残高の見込みは、前年比で22,981千円増の551,876千円と推計しています。

収入	11,375千円	支出	11,374千円
----	----------	----	----------

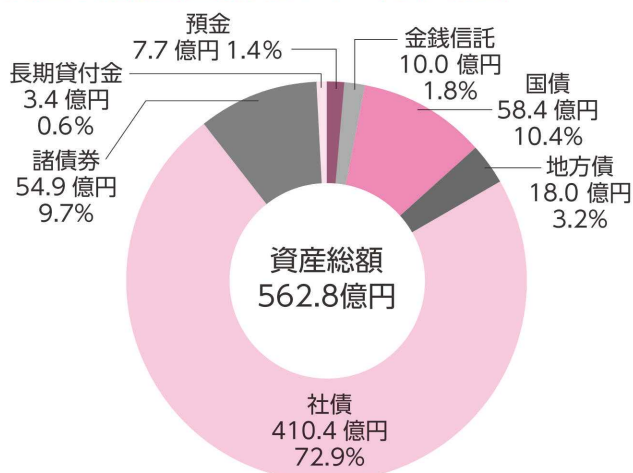
「共済貯金」にぜひご加入 ください！

年利
1.0%

みなさまからお預かりした大切な資金を、A格(債務履行の確実性の高いもの)以上の有価証券等で運用し、その運用益を還元しています。

貯金積立の方法は、毎月の給料から天引きの「定例積立」、6月・12月の賞与から天引きの「賞与積立」、そして、いつでも預け入れることができる「臨時積立」があります。みなさまのライフスタイル、マネープランに合わせた資産づくりにご利用ください。

資産の構成割合(令和5年2月末現在)



		内 容
預 金		普通預金、定期預金
金銭信託		金銭信託
投資有価証券	国 債	国が発行する債券
	地方債	地方公共団体が発行する債券
	社 債	電力債、JR債等
	諸債券	政府関係機関等が発行する債券
長期貸付金		物資事業への貸付金

●加入・変更・払戻の手続き●

<新規加入>

「貯金加入申込書兼受取口座届書」にご希望の積立額や受取口座を記入してください。

<積立額の変更>

「貯金変更届書」で毎月の給与や賞与からの積立額を変更することができます。

<受取口座の変更>

「貯金加入申込書兼受取口座届書」で変更できます。払戻の締切日までにご提出ください。受取口座は、すべての金融機関の取り扱いが可能です。

<払戻は月3回と大変便利>

「貯金払戻請求書」を「締切日」「払戻日」をご確認の上、ご提出ください。

※各種届はお勤め先の共済事務担当課を通じてご提出ください。



【共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ】



	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和5年 5月	5/1(月)	5/10(水)	5/10(水)	5/19(金)	5/22(月)	5/31(水)
6月	6/1(木)	6/9(金)	6/9(金)	6/20(火)	6/20(火)	6/30(金)
7月	7/3(月)	7/10(月)	7/10(月)	7/20(木)	7/20(木)	7/31(月)

※「貯金払戻請求書」は、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限って、払戻日に送金します。そのため、お勤め先において、別途締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

被扶養者証の切替えの お手続きはお済みですか？

新年度となり、被扶養者の認定・取消などにより被扶養者証の切替えの手続きが多くなる時期となりました。

次のような事例に該当する方は、お勤め先の共済事務担当課を経由し、切替えの手続きをお願いします。

被扶養者になれるとき

例1のケースに該当し、被扶養者の要件を満たす場合は、その事実が生じた日から30日以内に「**被扶養者認定申告書**」を提出してください。「被扶養者認定申告書」の届出が遅れ、その事実が生じた日から30日を過ぎた場合、その届出を所属所長が受理した日が被扶養者の認定日となりますので、ご注意ください。

例1

- ・子が出生したとき
- ・会社等を退職したとき
- ・雇用形態の変更等により収入が減少したとき
- 等

被扶養者でなくなるとき

例2のケースに該当し、被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、速やかに「**被扶養者取消申告書**」を提出してください。被扶養者資格は自動喪失とはなりませんので、**必ず被扶養者の認定取消の手続き**が必要です。

被扶養者でなくなった場合は、被扶養者証は使用できませんので、**速やかに返却してください。**

また、取消手続きが行われず、医療機関を受診した場合、後日医療費を返還することになりますのでご注意ください。

例2

- ・被扶養者が就職したとき
- ・被扶養者の収入が増加したとき
- ・被扶養者が新たに事業主として事業を開始したとき
- 等

子供の扶養替えを行う場合は夫婦の年間収入^(※)で比較

夫婦が共に働き、子供を共同で扶養している場合で、所得の変動により扶養替えを行うときは、組合員と配偶者の年間収入を比較して多い方の被扶養者とします。

他の健康保険等に加入している配偶者が被扶養者としている子を、その健康保険組合等の指示によって組合員へ扶養替えを行う場合も、配偶者の年間収入を明らかにする勤務先からの給与等支払(見込み)証明書が必要になります。

(※) 過去一年分の支給実績及び今後一年間の収入見込み額

令和5年4月1日より認定基準が一部変更となります

60歳以上の方へ

令和5年4月1日より、地方公務員等共済組合法運用方針(昭和37年自治甲公第10号)が一部改正されたことに伴い、被扶養者認定基準の一部を変更しました。

被扶養者の認定対象者が60歳以上の方は、年金受給の有無に関わらず、収入基準額が180万円未満となります。

改正により被扶養者に該当する場合は、令和5年4月1日以降に被扶養者認定申告の手続きをお願いします。

被扶養者の毎月の給与収入のご確認をお願いします

被扶養者の収入基準額は、認定対象者に収入がある場合、年額130万円未満(60歳以上である場合及び障害年金受給者は年額180万円未満)となります。

なお、パート・アルバイト等の給与収入がある場合は、年額だけではなく月額も判断基準となり、その収入が3ヵ月連続または3ヵ月平均した給与収入額が108,333円を超えたとき、4ヵ月目の1日で認定取消となります。毎月の収入を常に確認いただき、認定取消に該当した場合は速やかに手続きをお願いします。

認定取消

【認定取消となる事例①】

支給月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
支給額(※)	103,000円	124,000円	109,000円	90,500円	110,000円	100,500円

平均額112,000円

(※) 支給総額から通勤手当を引いた金額。

取消事由 所得の増加

年額では130万円未満であっても、連続した3ヵ月の収入の平均額が認定基準額の月額108,333円を上回っているため、4月1日にて認定取消となります。

認定取消

【認定取消となる事例②】

支給月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
支給額	100,000円	105,000円	99,000円	90,500円	108,000円	94,500円
賞与(※)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
月別合計	110,000円	115,000円	109,000円	100,500円	118,000円	104,500円

(※) 賞与が1月～6月を支給対象期間として7月に6万円が支給された場合。

取消事由 所得の増加

賞与が支給された場合は、その額を支給対象期間に按分して加算します。そのため、年額では130万円未満かつ連続した3ヵ月の平均も認定基準額以内ですが、賞与を按分して合算した月額が3ヵ月連続で108,333円を上回っているため、4月1日にて認定取消となります。

◎問い合わせ先 保険課資格調定係 TEL 022-263-6415

短期給付事業について

共済組合
独自の給付

附加給付制度について

短期給付事業では、組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害等に関する給付を行っています。民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するものですが、健康保険制度と違い、法定給付と附加給付に区分されます。

法定給付

……法律によって種類や内容が定められている給付です。

附加給付

……法定給付に併せて行う給付で、組合がその財政上の余裕金を基にして任意で行う独自の給付です。従って、その具体的な給付の内容、条件等は、各共済組合の定款で定められています。当組合の附加給付について、以下のとおりご案内します。

附加給付	対象	支給要件	支給金額	請求方法
一部負担金払戻金	組合員	医療機関の窓口または指定訪問看護業者に療養に要する費用の一部を支払ったとき並びに組合員証等を使用しないで、後日共済組合に療養費(家族療養費)の請求をしたときにおいて、一定の額を超える場合	医療機関で支払った医療費の各月の合計額(医療機関ごと、入院・外来別)から25,000円を控除した金額 ※医療機関の処方せんにより薬局で薬剤の支給を受けた場合、外来と調剤を合算 ※100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給 ※標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は控除額50,000円	医療機関からの診療報酬明細書に基づき <u>自動的に支給</u> ※通常、受診した月の2ヵ月後の支給
家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	被扶養者	※国または地方公共団体の条例等の規定により公費負担となる場合は、その負担額の限度において支給しません。		
埋葬料附加金	組合員	組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者へ埋葬料が支給される場合	50,000円	(元)被扶養者から <u>請求が必要</u>
家族埋葬料附加金	被扶養者	家族埋葬料が支給される場合	50,000円	組合員から <u>請求が必要</u>

埋葬料・家族埋葬料附加金は、お勤め先の共済事務担当課に請求書を提出してください。

各種給付金が決定した場合は、お勤め先の共済事務担当課経由で「短期給付金決定通知書」をお送りします。

◎問い合わせ先 保険課給付係 TEL 022-263-6411

「お友達、
元気ですか…?」

－メンタルヘルス相談・コンサルティング事業－



こころケア♡とも

「とも」でできること

ご自身のお悩みはもちろん職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます
友人が辛い思いをしてるなら “あなたがいることを伝える” ことがとても大切です

組合員と家族及び所属所を対象に、共済組合と臨床心理士・精神保健福祉士が連携して心の健康保持・増進と所属所における健康経営の支援を行います。(利用者名、相談内容等は守秘事項として厳正に管理されます)

カウンセラー：臨床心理士・精神保健福祉士

<カウンセリング相談>

利用：組合員、同僚、上司、家族等

内容：メンタルヘルスに関する個別相談

<コンサルティング相談>

利用：所属所の人事管理担当者、復職支援する担当課や担当者等

内容：不調者の病気休業の相談、休業中の対応、職場復帰支援や配置換え等に関する人事、管理等の組織運営全般の相談

ご予約：共済組合Webサイトの「共済組合からのお知らせ」ページで空き状況を確認、保険証をご用意のうえ、
お電話でご予約ください。(福祉課 TEL 022-263-6413)

場 所：共済組合事務局会議室(対面式)

利用日：毎週月曜日(午後1時～5時)

お時間：1回の相談につき1時間(4回/日)

料 金：無料

共済組合のメンタルヘルス事業の特徴と重要な取組み

所属所と共済組合が ともに課題解決に取り組み 伴走型支援事業であること

- ・一次予防(不調にならない取組み)について
これまでどおりメンタルヘルスセミナー等を開催して基礎知識を習得いただくとともに、カウンセリングにより予防や回復への行動をイメージできるような、一体的なサービスを目指します。対面式カウンセリングのメリット(感情が伝わりやすい空気感)と効果を広く普及していきます。
- ・二次予防(早期発見)
不調者の異変に気付きやすい職場の友人や同僚、上司等の親近者であるフォロー者にカウンセリングによる支援を行い、職場単位で重症化予防への行動を促進できるよう取り組みます。
- ・三次予防(復職支援と再発予防)
人事部門や復職支援担当課等にコンサルティングによる助言等の支援を行い、所属所における健康経営の支援を行います。

～これまでの電話相談事業について～

メンタル不調者が増え続ける現代において、電話相談による個人でのセルフケアだけでは抑止効果に限界があると判断し、電話相談事業を厚生労働省の「こころの耳電話相談」等に移行します。ご理解ご協力をお願いいたします。

働く人の「こころの耳電話相談」：0120-565-455(フリーダイヤル)

月曜日・火曜日 17:00～22:00 / 土曜日・日曜日 10:00～16:00(祝日、年末年始はのぞく)

宮城県精神保健福祉センター：心の相談電話0229-23-0302 月曜日～金曜日 9:00～17:00

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

令和5年度 セミナーのお知らせ

各セミナーの募集は、お勤め先の共済事務担当課を通して案内します。

子育て応援セミナー 働きながら子育てしているパパ・ママへ



忙しい中で、つい感情的になってしまいがちですが、「ほめる」「しかる」の伝えるアプローチを学びます。

11月28日(火)

メンタルヘルスセミナー 健やかな未来のために



第1回	4月24日(月)	主に管理者等向け	・復職支援のおはなし
第2回	5月26日(金)	若年向け(2年目～5年目)	・キャリア形成とメンタルヘルス
第3回	6月26日(月)	主に管理者等向け	・疲労とハラスメント
第4回	9月25日(月)	全員対象	・ひょっとして発達凸凹！ ～本人も支援者も気持ちよく働くために～
第5回	11月13日(月)	中堅者向け	・マネジメントとメンタルヘルス
第6回	2月16日(金)	主に管理者等向け	・人事異動とメンタルヘルス

ライフプランセミナー “人生をより豊かにするために” お金と健康のちょっとプラスなお話です



50歳以上向け (退職準備型)

- * 生きがい
- * マネープラン
- * 健康と栄養
- * 運動
- * 退職手当
- * 共済制度

- 第1回 6月13日(火)～14日(水)
- 第2回 7月3日(月)～4日(火)
- 第3回 7月13日(木)～14日(金)
- 第4回 9月11日(月)～12日(火)
- 第5回 10月2日(月)～3日(火)
- 第6回 11月1日(水)～2日(木)



30歳以上向け (生涯充実型)

- * マネープラン
- * iDeCoとNISA
- * 共済制度

7月21日(金)



結婚・出産で家族ができた方向け (生活創造型)

- * マネープラン
- * 保険の見直し
- * 健康と栄養
- * 共済制度

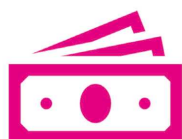
9月6日(水)



29歳以下の独身向け (若年独身型)

- * マネープラン
- * iDeCoとNISA
- * 健康と栄養
- * ライフワーク
- * 保険の掛け方
- * 共済制度

11月21日(火)～22日(水)



※各セミナーの日程・講演内容は変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

普通貸付・結婚貸付・住宅貸付をご案内します

共済の貸付けは安心してご利用いただけるよう、無理のない償還額で設定しております。
組合員の皆様のご利用をお待ちしております。



普通貸付 組合員様が臨時に資金を必要とする時に、幅広い目的にご利用いただけます。

- 申込事由 ・外構工事等 ・住宅設備等 ・ペット関連費用 ・自動車修理
・免許取得 ・旅行費用 ・引越費用 ・墓地墓石購入(修理含む) 等々
- 貸付金額 1万円～200万円(1万円単位) ● 最高限度額 200万円
- 限度額 給料月額×6ヵ月分 ※給料月額は給与明細の給料額になります。
- 添付書類 見積書(原本)等、その他費用が確認できる書類



結婚貸付 挙式、披露宴の費用。お子様やお孫様の時にもご利用いただけます。

- 申込事由 ・挙式、披露宴費用 ・ブライダルリング ・レンタルドレス
・新居引越費用・入居費用 等々
- 貸付金額 1万円～200万円(1万円単位) ● 最高限度額 200万円(申込事由ごと)
- 限度額 給料月額×6ヵ月分 ※給料月額は給与明細の給料額になります。
- 添付書類 案内状、見積書等



住宅貸付 ご自宅の修理等の費用にご利用いただけます。

- 申込事由 ・新築 ・増築 ・改築 ・修理 ・住宅購入 ・敷地購入(住宅建築のための)
※サンルーム、太陽光発電装置の設置等は住宅貸付でご利用できません。
- 貸付金額 10万円～1800万円(80万円未満は5万円単位、80万円以上は10万円単位)
- 最高限度額 1,800万円
- 限度額 給料月額×表①の組合員期間に応じた月数を乗じた金額
計算した金額が、表②の組合員期間の区分に応じた金額に満たない場合は、表②の金額を貸付額にできます。

表①

組合員期間	月数	組合員期間	月数
1年以上 6年未満	7月	20年以上25年未満	43月
6年以上11年未満	15月	25年以上30年未満	60月
11年以上16年未満	22月	30年以上	69月
16年以上20年未満	28月		

表②

組合員期間	最低補償額
3年未満	100万円
3年以上 7年未満	400万円
7年以上12年未満	700万円
12年以上17年未満	900万円
17年以上	1,100万円

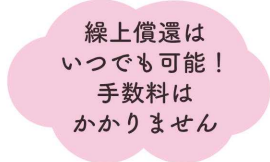


- 貸付後にご提出いただく書類 ・借用証書、印鑑証明書 ・完了報告書、添付書類
※完了報告書…工事等完了後にご提出いただく書類です。貸付決定通知書と一緒に送付します。
※添付書類…貸付事由ごとに添付書類がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

貸付申込み例 ● 屋根、外壁等の修理費用 ● 貸付金額 300万円

償還方法	償還回数	毎月の償還額	ボーナスの償還額
毎月償還のみ	300回	11,663円	
ボーナス併用	180回	12,211円	36,633円

- 添付書類 ・見積書、契約書のコピー、平面図等
- 貸付後にご提出いただく書類 ・借用証書、印鑑証明書 ・完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真



- 貸付金の送金日は、毎月15日と月末の2回です。※送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。
※入学貸付は貸付申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内に送金します。
(災害貸付、葬祭貸付など急を要する場合も含まれます)
- 返済方法は毎月償還とボーナス併用償還が選べます。
- 他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額及び年間の返済額が、給料月額及び年収額の30%を超える場合はお申込みができませんので、ご注意ください。
- 任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくことになります。
そのため、貸付金限度額などについては、この限りではありませんのでご注意ください。
- 詳しくは共済組合ホームページをご覧ください。スマートフォンからは二次元コードよりご覧いただけます。



◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

物資事業のご案内

物資事業は、組合員の方が自動車やバイク、生活用品等を共済組合と契約をしている指定業者から購入する場合、自動車ローンやクレジットカードのように、共済組合が購入代金を業者に立替払いし、給与から天引きで分割償還する事業です。

自動車	
立替金額	10～300万円
金利	年2.0%
償還回数	24～84回(2～7年)



自動車償還例 (令和5年4月1日現在)

ディーラーローン金利を5%と仮定したときの償還例を比較すると…

月額4,099円お得

総額344,316円お得

借入元	借入額	返済期間	毎月の返済	返済総額
物資事業 年2.0%	300万円	7年 (84ヵ月)	38,302円	3,217,368円
ディーラーローン 年5.0%			42,401円	3,561,684円

簡単！ 利用方法

1. 販売店に支払方法を共済物資事業と伝える
2. お勤め先の共済事務担当課に購入票(右図)の発行を依頼する
3. 氏名や金額等、必要事項を記入
4. 商品受け取りの際、購入票を販売店に渡す
5. 給与等から天引きで償還

4/24
予約スタート!!

わくわくサマープラン

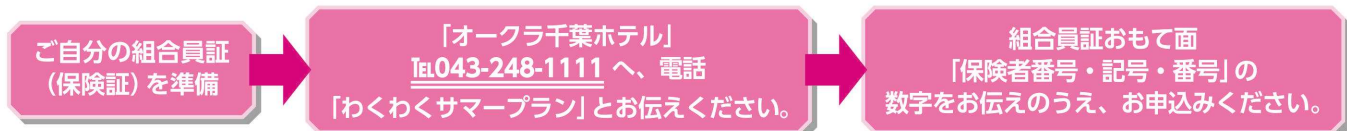
夏休み期間7月21日(金)から8月24日(木)の間、千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」を1部屋5,000円(1泊朝食付き)で宿泊できるプランを今年も行います。

1部屋5,000円ですから、2人で利用すれば1人あたり2,500円。3人で利用すればさらにお得!

オークラ千葉ホテルからは、人気ショッピングスポットが集まる海浜幕張へは電車で10分、人気テーマパークのある舞浜までは、車で1時間ほどで到着します!(ホテル駐車場は無料です。)

ご用意したお部屋は、最大おとな3名様利用可能な「スーペリアツイン」(3名様ご利用の場合は、補助ベッドをご用意いたします)を、今年は2部屋をご用意いたしました。みなさまのご利用をお待ちしています。

予約方法



※ この事業は、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的としております。ご利用できる方は、組合員とその家族並びにその同行者になります。

※ ご予約は先着順とさせていただきます。 ※ このプランは「宿泊施設利用助成券」と併用できません。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

人事異動のお知らせ

氏名	異動後	異動前	異動日
小野寺 美 樹	年金課長補佐兼年金係長	年金課主幹兼年金係長	令和5年4月1日付
津 田 雄 介	福 祉 課 主 幹	総 務 課 主 幹	〃
齊 藤 洋 平	年 金 課 主 査	福 祉 課 主 査	〃
高 橋 歩 子	保 険 課 主 事	総 務 課 主 事	〃
庄 子 大 樹	総 務 課 主 事	保 険 課 主 事	〃
小 池 裕 平	年 金 課 主 事	全 国 市 町 村 職 員 会 共 済 組 合 連 合 会	〃
小山田 祥 子	総務課専門員(再任用)	—————	〃
加 藤 卓 也	退 職	年 金 課 主 査	令和5年3月31日付

宮城県市町村職員共済組合のホームページがリニューアルしました。
スマートフォンやタブレットからは、こちらからご利用いただけます。



有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

傷害総合保険 さまざまな事故から、 組合員とその家族を守る保険です！

- 交通事故、仕事中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償のある保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も1日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故で他人にケガをさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。
個人コースに加入の方は、弁護士費用総合補償特約「弁護のちから」がセットできます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が15%も割安で加入できます。

加入コースは、「個人コース」、「夫婦ペアコース」、「家族ぐるみコース」の3コースがあります。
ご自分に合ったコースをお選びください。

- 保険期間 傷害総合保険：令和5年7月1日午後4時から1年間(中途加入もできます)
 - ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員(短期組合員は除きます。)
 - ・被保険者：組合員、組合員の配偶者、子供、同居の親族(両親、兄弟姉妹等)
- ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変わることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(お問い合わせは下記代理店まで)

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号

TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

(引受保険会社名)

損害保険ジャパン株式会社 仙台支店法人第一支社

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35

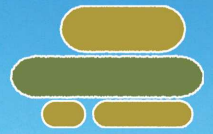
TEL 022-298-1352 FAX 022-298-2271

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

承認番号 SJ22-17042 作成日2023年3月3日

この眺望をご覧に、
ぜひお越しく下さい。



2023年7月1日(土)ご宿泊分より、以下のとおり料金が改定されます。

宿泊2食 松洲膳プランの場合		
月～木曜日	10,800円～	改定なし
金・日曜日、祝日	11,800円～	1,000円増
土曜日、休前日	12,800円～	2,000円増

利用助成券について4,000円から5,000円
(三親等内2,000円から2,500円)

※別途、入湯税150円をお預かりいたします。

※夏休み期間は、上記料金に+1,000円となります。詳しくはお電話またはウェブサイトをご覧ください。

松島温泉

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>



宮城 共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3(自治会館内)
●編集発行人 丸山 泰弘・電話022(723)2525